



暑中お見舞い
申し上げます

花みずき



BEST MANAGEMENT

公認会計士・税理士
経営コンサルタント

安 蒜 俊 雄

〒271-0046
松戸市西馬橋蔵元町93
Phone : 047 (341) 8811
Fax : 047 (341) 8080

◆ 8月の税務と労務

8月

(英月) AUGUST

11日・山の日

- 国 税 / 7月分源泉所得税の納付 8月10日
- 国 税 / 6月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等) 8月31日
- 国 税 / 12月決算法人の中間申告 8月31日
- 国 税 / 9月、12月、3月決算法人の消費税等の
中間申告 (年3回の場合) 8月31日
- 国 税 / 個人事業者の消費税等の中間申告 8月31日
- 地方税 / 個人事業税第1期分の納付
都道府県の条例で定める日
- 地方税 / 個人住民税第2期分の納付
市町村の条例で定める日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31	.	.



国税庁適格請求書発行事業者公表サイト 受領したインボイスに記載された「登録番号」が取引時点で有効なものであるかどうかは、国税庁適格請求書発行事業者公表サイトで確認できます。登録番号で検索すると、法人や個人事業者の主たる屋号、登録・取消・失効年月日、事務所の所在地などが確認でき、データのダウンロードも可能です。



インボイス制度 の疑問点 ～実務上の対応を Q&A形式で確認～

インボイス制度については、令和5年度税制改正により「2割特例」制度なども創設されましたが、いよいよ10月1日の開始時期が近づいています。そこで今回は、実務上、疑問が生じやすい事項について、Q&A方式により確認していきます。

1 2割特例の適用

Q 免税事業者がインボイス発行事業者になった場合でなければ、2割特例の適用を受けられることはできませんか。

A 免税事業者がインボイス発行事業者となる場合には、経過措置として納税額を売上税額の2割にできる2割特例が設けられています。

この2割特例は、課税事業者がインボイス発行事業者となった場合であっても、その発行事業者となった課税期間の翌課税期間以後の課税期間について、基準期間の課税売上高が1000万円以下の場合には原則として、2割特例の適用を受けることができます。

Q 令和4年中にインボイスの登録申請書とともに消費税課税事業者選択届出書を提出した場合であっても、令和5年10月1日から2割特例の適用を受けることはできますか。

A 2割特例は、インボイス発行事業者の令和5年10月1日から8年9月30日までの日の属する各課税期間において適用でき、令和5年9月30日以前の期間を含む課税期間の申告については、適用を受けることはできません。ただし、その課税期間中に消費税課税事業者選択届出書を提出することにより、選択届出の効力を失効させることができます。

この場合は、インボイス登録の日から課税事業者となり、2割特例の適用を受けることが可能です。

2 一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置（少額特例）

Q 少額特例における税込1万円未満の判定について、例えば、7000円と8000円の商品と同時に購入した場合、対象として問題ないですか。

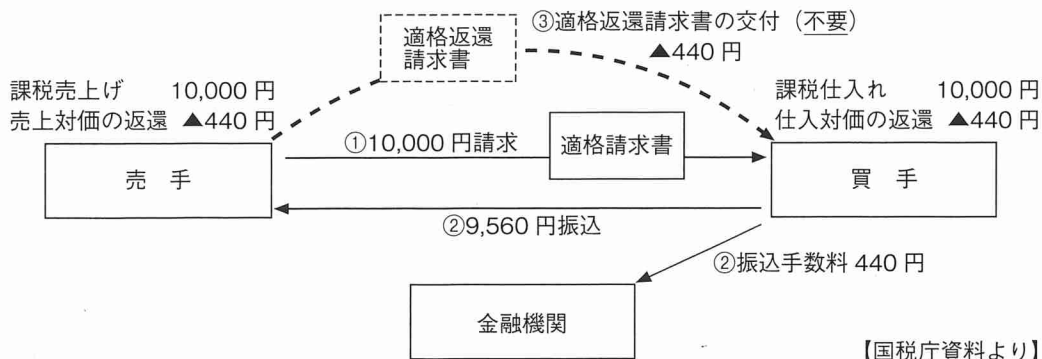
A 少額（税込1万円未満）の課税仕入れについて、インボイスの保存がなくとも一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除ができる少額特例制度があります。基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5000万円以下の事業者が、適用対象者となります。少額特例の判定単位は、課税仕入れに係る一商品ごとの金額により判定するのではなく、一回の取引の合計額により判定することとなります。今回のケースは合計15000円の取引となるため、対象とはなりません。

3 少額な返還インボイスの交付義務免除の特例

Q 売上代金が振り込まれる際に、売手側が振込手数料相当額を負担する場合、どのような処理を行えばよいですか。

A インボイス発行事業者が行った商品の販売等につき、返品や値引き、割戻しなどの売上げに係る対価の返還等を行った場合には返還インボイスの交付義務がありますが、その金額が税込1万円未満である場合には、返還インボイスの交付義務が免除されます。例えば、売手が負担する振込手数料相当額を売上値引きとして処理を行う場合には、通常、その振込手数料相当額は1万円未満となりますので、売上値引きに係る返還インボイスの交付義務が免除されます（次頁左上図参照）。

Q 売手側が負担する振込手数料相当額を、会計上は支払手数料として処理し、消費税法上は対価の返還等として取り扱うことができますか。



【国税庁資料より】

A 質問のとおり取扱いの問題ありませんが、振込手数料相当額を対価の返還等として取り扱うことが要件設定やコード表、消費税申告の際に作成する帳票等により、通常の支払手数料と判別できるように明らかにする必要がありますのでご注意ください。

なお、消費税法上、売上値引きとして処理する場合には、対価の返還等の元となった適用税率（判然としない場合には合理的に区分）による必要があります。例えば、軽減税率（8%）対象の課税売上げを対象とした振込手数料相当額の売上値引きには、軽減税率が適用されません。

4 登録日から通知を受けるまでの取扱い

Q 令和5年9月末までに登録申請を行う予定ですが、インボイス制度が開始する10月1日までに登録の通知が来なかった場合、インボイスをどのように発行すればよいですか。

A 登録申請から登録の通知までは、書面申請の場合数か月を要するようです。通知が

届かない場合であっても、10月1日にさかのぼって登録を受けたものとみなされますが、通知が届くまでの期間はインボイスを発行することはできません。

このようなケースでは、事前にインボイスの交付が遅れる旨を取引先に伝え、通知後に発行する。

・通知を受けるまでは暫定的な請求書を交付し、通知後に改めて発行する。

・暫定的な請求書を交付する場合、その請求書との関連性を明らかにした上で、インボイスに不足する記載事項（登録番号等）を通知することも可能です。

5 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合

Q 一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除の要件を満たすのは、どのような場合ですか。

A インボイス制度導入後は、2割特例や簡易課税制度の適用を受ける場合を除き、帳簿及びインボイスの保存が仕入税額控除の要件とされます。

ただし、インボイスの交付を受けることが困難であるなどの理由により、例えば、次のような取引については、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

- ・インボイスの交付義務が免除される3万円未満の公共交通機関による旅客の運送（タクシー料金は含まれません）
- ・インボイスの交付義務が免除される3万円未満の自動販売機及び自動サービス機からの商品の購入等（ATMを使って振込手続きをした場合のその振込手数料が含まれます）
- ・インボイスの交付義務が免除される郵便・貨物サービス（郵便ポストに差し出されたものに限ります）
- ・従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等（出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当）。

【参考資料】
財務省



国税庁



LCCM住宅

LCCM住宅とは、“ライフ・サイクル・カーボン・マイナス住宅”を略した言葉で、一言でいえば「環境に配慮した住宅」のこと。建設工事の段階から実際に居住する段階、そしてリフォームや廃棄処分を行い、住宅が無くなる段階まで、一貫して二酸化炭素を減らす取り組みを行い、太陽光発電などを活用して再生可能エネルギーを作り出すことによって、トータル的に二酸化炭素の収支マイナスを目指しています。

地球規模の温暖化が懸念視されて久しい中、日本でもCO₂の削減を最重要課題として様々な施策が打ち出されています。このような中、住宅を建設する際のエネルギー消費量に対応するため、住宅の建設から廃棄までのサイクル全体にわたってCO₂排出量を減らすためのLCCM住宅が提唱されました。

省エネ・省CO₂を目指す住宅を指す言葉

には、LCCM住宅の他に「ZEH住宅(ゼロ・エネルギー住宅)」というものがありますが、この2つは大きく異なります。LCCM住宅が住宅のライフサイクル全体を通してCO₂排出量をマイナスにする住宅であるのに対し、ZEH住宅は断熱や高气密、高効率な設備、太陽光発電などを通して年間のエネルギー消費をゼロ以下の内容にするための住宅です。ZEH住宅よりも更に高い水準で、住宅の誕生から廃棄までの期間を通して省エネ・省CO₂のための機能を持った住宅が、LCCM住宅であるといえるでしょう。

LCCM住宅のメリットは、住宅の断熱性が高く少量のエネルギーで四季を快適に過ごすことができるという点です。また、光熱費などのコストカットも期待できます。その一方で、高性能な設備を導入するため初期費用が高くなる傾向にあります。令和5年度も前年度に引き続き、「LCCM住宅整備推進事業」という補助金制度がありますので、導入の際は確認して利用したいものです。

電動キックボード

電動キックボードをご存知でしょうか。

街中で、子供が片足を乗せ地面を蹴りながら前に進む「キックボード」は、見かけたことがあるかもしれません。電動キックボードは、このキックボードにモーターが搭載された乗り物で、頻繁に地面を蹴らなくても前に進むことができます。ガソリンは使わずバッテリーによる充電方式のため燃費が抑えられ、折り畳み式で場所を取らないタイプもあり、省エネ・省スペースの乗り物として注目されています。

改正道路交通法により、今年7月から電動キックボードはこれまで分類されていた「原動機付自転車」から、一部の電動キックボードは「特定小型原動機付自転車」という新区分へ分類変更されました。この特定小型原動機付自転車に該当する電動キックボードは、免許不要で公道を走れます(ナンバープレート必要)が、16歳未満は運転できません。また、ヘルメットは努力義務ですが、装着する習慣は身につけたいものです。

遺伝子組換え表示制度

今年4月から「遺伝子組換え表示制度」が改正されました。

遺伝子組換え表示制度とは、別の生物の細胞から抽出した遺伝子を組み込んで作られた遺伝子組換え作物が含まれた食品には、含有の旨を表示しなければならぬという制度です。

今回の改正では、遺伝子組換え食品の混入を防ぐために行う分別生産流通管理を行う際、予

期せず5%以下の割合で混入した遺伝子組換え食品がある場合の表記制度がより厳しくなりました。具体的には、5%以下の混入であれば認められていた「遺伝子組換えでない」という表記が、今後は適切に分別生産流通管理が行われた旨の表記へ変更され、これまで「非遺伝子組換え」と表記されていた食品が「遺伝子組換えの混入を防ぐため分別生産流通管理を行っています」等の内容に変わります。